

IV 県債の状況

Q. 県債はなぜ発行するのですか？ また、どういうことに使われているのですか？

A. 道路、河川、公園、学校、交通安全施設といった公共施設等の建設には多額のお金がかかるため、それを単年度の収入だけで賄おうとすると、その年度に必要な他の事業に使えるお金が限られてしまいます。

また、県債を活用して整備する公共施設等は、たくさんの方が、何十年もの長い間利用できるものです。

そこで、**施設をつくった年の県民の皆さんだけではなく、資金を借りて支払を分割することで、将来の県民の皆さんにも平等に負担をお願いしています。**

現在、県では、県債を活用して、**豪雨災害の復旧・復興**や、緊急輸送道路の整備、ため池等の安全対策、河川の改修、公共土木施設の老朽化対策など、**地域防災力の向上**に取り組んでいます。また、高齢者福祉施設の整備など、**生活者の視点に立った事業にも重点的に取り組んでいます。**



災害復旧工事



緊急輸送道路の整備



ため池の整備

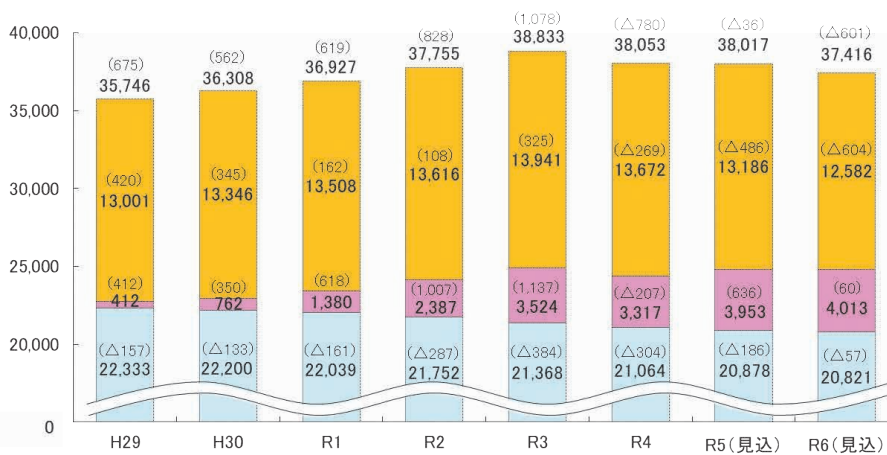


河川の護岸工事

Q. 県債残高はどのような状況ですか？

A. 平成29年度以降の豪雨災害からの復旧・復興などのやむを得ない要因により、県債残高は増加傾向にありましたが、令和6年度当初予算では、「臨時財政対策債」の発行規模の縮小や、通常債の償還が進むことにより、県債残高は減少する見込みです。

県債残高の状況 (単位: 億円)



※H29～R4は決算額、R5は最終予算額、R6は当初予算額、括弧書きは対前年度増減額

臨時財政対策債とは？

国が集める税金などに不足が生じ、地方交付税として必要な現金が確保できない場合は、その分を地方が一旦借金(県債)して賄う仕組みとなっています。

この県債を臨時財政対策債といい、その返済のための資金は全額地方交付税で措置されることになっています。

